

平成 28 年 度

国民健康保険事業状況



長崎県 福祉保健部 国保・健康増進課

は し が き

国民健康保険制度は、相扶共済の精神に基づき創設され、国民皆保険を支える重要な社会保険基盤として、地域住民の医療の確保、健康の保持・増進に重要な役割を果たしています。

しかし、その運営は、低所得者や高齢で医療の必要度が高い方が多く加入していること、急速な高齢化の進展等による医療費の増大、市町村ごとの保険料（税）に格差があるなどの課題を抱えています。

こうした中、国保をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進、患者申出療養の創設等を規定する「持続可能な医療保険を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が平成27年5月に成立しました。

この制度改革により、平成30年度から都道府県は市町村とともに保険者となり財政運営の責任主体として国保運営に中心的な役割を担い、国による財政支援の拡充のもと、制度を安定化することとなりました。

長崎県では、市町と共通認識のもと国保を運営するための方針として、長崎県国民健康保険運営方針を3月に策定し、この4月から新たな制度への円滑な移行を行うことができました。

県は広域的な保険者として、国保運営方針と「長崎県医療費適正化計画」「健康ながさき21」「健康長寿日本一の長崎県づくり」等の整合性を確保しながら、関連する施策を総合的に推進し、国民健康保険の安定的な運営に努めていきます。

本書は、平成28年度における本県の国民健康保険の実態について、取りまとめたものです。今後の事業運営のための資料として広く活用していただければ幸いです。

平成30年 9月

長崎県福祉保健部 国保・健康増進課長

小田口 裕之